

# 石川県公報

平成 23 年 9 月 30 日 (金曜日)

号 外

(第 66 号)

## 目 次

公 告  
○人事行政の運営等の状況

(人 事 課) 1

## 公 告

### 人事行政の運営等の状況

石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第8号）第6条の規定に基づき、石川県の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表する。

平成23年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 人事行政の運営の状況

知事部局、教育委員会、警察本部などの各任命権者からの報告に基づき平成22年度の人事行政の運営の状況を公表します。一部、平成23年4月1日現在の状況を公表します。

#### 1 職員数及び職員の任免に関する状況

本県では、より簡素で効率的・機動的な執行体制の構築を図る観点から定員管理に取り組んでおり、平成19年3月に策定した「石川県行財政改革大綱2007」においては、知事部局の職員数を平成19年度から平成23年度までの5年間で250人程度削減することとしておりましたが、平成22年度に1年前倒して達成できたことから、平成23年3月に新たに「石川県行財政改革大綱2011」を策定し、知事部局の職員数を平成23年度から平成27年度までの5年間で150人程度削減することとしました。

平成23年度につきましては、県組織の見直しや民間委託の推進、公社等外郭団体からの派遣職員の引き揚げ等により、職員数の削減を実施しました。

##### (1) 職員数の状況

平成23年度及び平成22年度における職員数の状況は次のとおりです。

(各年4月1日現在)

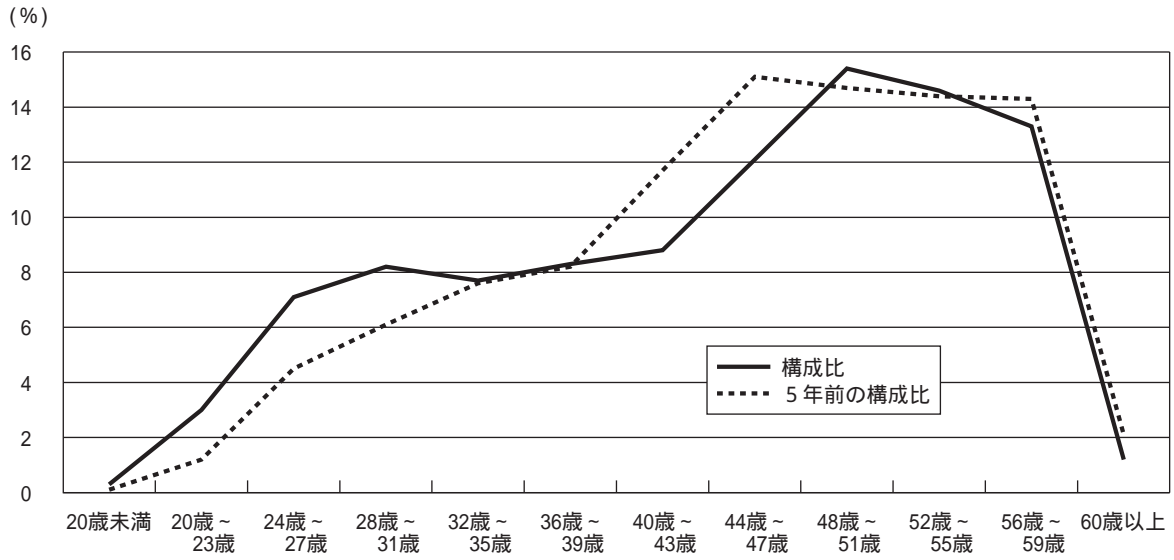
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成23年	平成22年		
一 般 行 政 部 門	総務・企画等	769	784	15	県立大学法人化準備室の廃止、国際生物多様性年関連会議終了等
	保健・福祉	748	757	9	ねんりんピック推進室の廃止、児童生活指導センター調理業務の民間委託等
	商工・労働	282	289	7	能登産業技術専門校の庶務業務の七尾産業技術専門校への統合等
	農水・土木	1,561	1,614	53	北河内ダム建設事務所の廃止、公社等外郭団体からの職員引き揚げ等
	小 計	3,360	3,444	84	
特政 別部 行門	教 育 部 門	9,216	9,284	68	看護大学及び県立大学の地方独立行政法人化等
	警 察 部 門	2,287	2,287	0	
	小 計	11,503	11,571	68	

会計部門 公営企業等	病 院	1,011	968	43	看護体制の充実等
	そ の 他	74	75	1	欠員不補充
	小 計	1,085	1,043	42	
合 計		15,948 [17,276]	16,058 [17,758]	110 [ 482]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 44	人 483	人 1,128	人 1,300	人 1,228	人 1,327	人 1,400	人 1,922	人 2,460	人 2,334	人 2,125	人 197	人 15,948
構成比	% 0.3	% 3.0	% 7.1	% 8.2	% 7.7	% 8.3	% 8.8	% 12.1	% 15.4	% 14.6	% 13.3	% 1.2	% 100.0

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	過去5年間の増減数(率)
一 般 行 政	3,769	3,653	3,546	3,490	3,444	3,360	409 ( 10.9%)
教 育	9,675	9,552	9,403	9,339	9,284	9,216	459 ( 4.7%)
警 察	2,296	2,300	2,288	2,296	2,287	2,287	9 ( 0.4%)
普 通 会 計 計	15,740	15,505	15,237	15,125	15,015	14,863	877 ( 5.6%)
公営企業等会計計	1,023	1,010	1,024	1,041	1,043	1,085	62 ( 6.1%)
総 合 計	16,763	16,515	16,261	16,166	16,058	15,948	815 ( 4.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## (4) 職員の任免の状況

平成22年度における職員の任免の状況は次のとおりです。

	知事部局等	教育委員会	警察本部
昇任	625件	242件	158件
配置換	1,068件	1,670件	831件
採用	383件	303件	143件
退職	256件	346件	150件
計	2,332件	2,561件	1,282件

(注) 「知事部局等」には、知事部局、企業局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局を含みます(以下同じ。)

## (5) 障がい者の任用状況

平成23年6月1日現在の障がい者の雇用率は以下のとおりです。

	知事部局	教育委員会	警察本部
雇用率	2.11%	2.00%	2.38%

## 2 職員の給与の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)では、職員の給与を決める際には、次の原則によることとされています。

その職務と責任に応じたものとする

生計費を考慮すること

国や他の都道府県の職員とのつり合いがとれていること

民間企業に勤める人の給与とのつり合い、その他の事情を考慮すること

具体的には、県内民間企業の給与の実態や生計費などの調査に基づく人事委員会勧告を踏まえ、県議会の審議を経て条例で定めています。

## (1) 人件費の状況(普通会計決算見込)

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成21年度の人件費率
平成22年度	人 1,160,206	千円 532,413,440	千円 753,824	千円 147,753,051	% 27.8	% 27.4

## (2) 職員給与費の状況(普通会計決算見込)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 平成21年度の都道府県 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成22年度	人 15,014	千円 67,319,955	千円 11,160,522	千円 23,913,741	千円 102,394,218	千円 6,820	千円 7,252

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

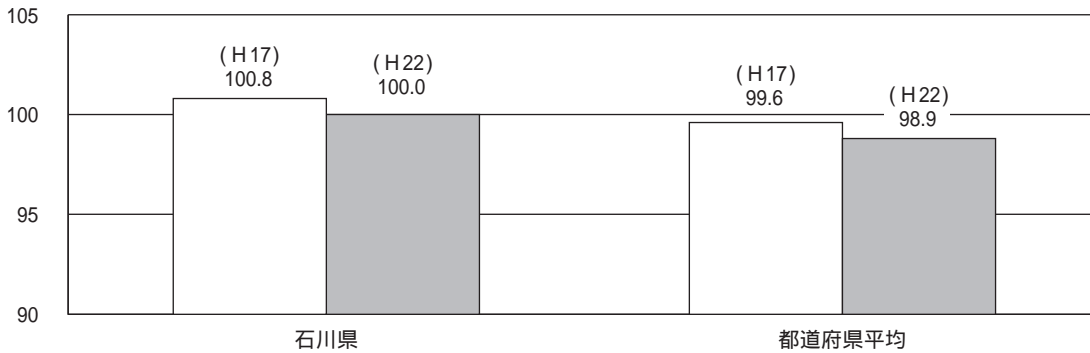
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

## (3) 特記事項

知事等特別職や一般職の給与等は、厳しい財政状況を考慮し、下記のとおり減額措置を実施しています。

- ・知事、副知事の給料月額を5%、また、教育長、常勤監査委員の給料月額を3%減額(平成15年1月~平成24年3月)
- ・知事、副知事、教育長、常勤監査委員の期末手当支給額を10%減額(平成17年4月~平成24年3月)
- ・一般職の管理職手当支給額を10%減額(平成17年4月~平成24年3月)

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数 (平成22年 4 月 1 日現在) 100.0

(注) H22. 4. 1 現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(5) 一般行政職給料表の状況 (平成23年 4 月 1 日現在)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1 号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500	540,300

(6) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成23年 4 月 1 日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
石 川 県	42.7 歳	330,523 円	412,498 円	364,965 円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
石 川 県	50.2 歳	328 人	335,084 円	381,447 円	354,600 円
うち 用 務 員	56.0 歳	12 人	368,385 円	379,689 円	376,418 円
うち自動車運転手	47.3 歳	106 人	325,573 円	384,688 円	349,901 円
うち 守 衛	52.9 歳	5 人	340,590 円	403,396 円	372,665 円
うち電話交換手	55.9 歳	5 人	381,918 円	424,916 円	389,316 円
うち学校給食員	51.6 歳	8 人	330,074 円	342,036 円	339,098 円

ウ 高等 (特別支援・専修・各種) 学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石 川 県	46.1 歳	396,549 円	443,290 円

エ 小・中学校 (幼稚園) 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石 川 県	45.4 歳	382,569 円	419,687 円

## オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
石 川 県	41.0 歳	330,296 円	445,074 円	359,452 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

## (7) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		石 川 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	125,400 円	-
	中 学 卒	113,000 円	-
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	192,800 円	-
	高 校 卒	148,800 円	-
小・中学校教育職	大 学 卒	192,800 円	-
	高 校 卒	148,800 円	-
警 察 職	大 学 卒	187,500 円	187,500 円
	高 校 卒	158,100 円	158,100 円

## (8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

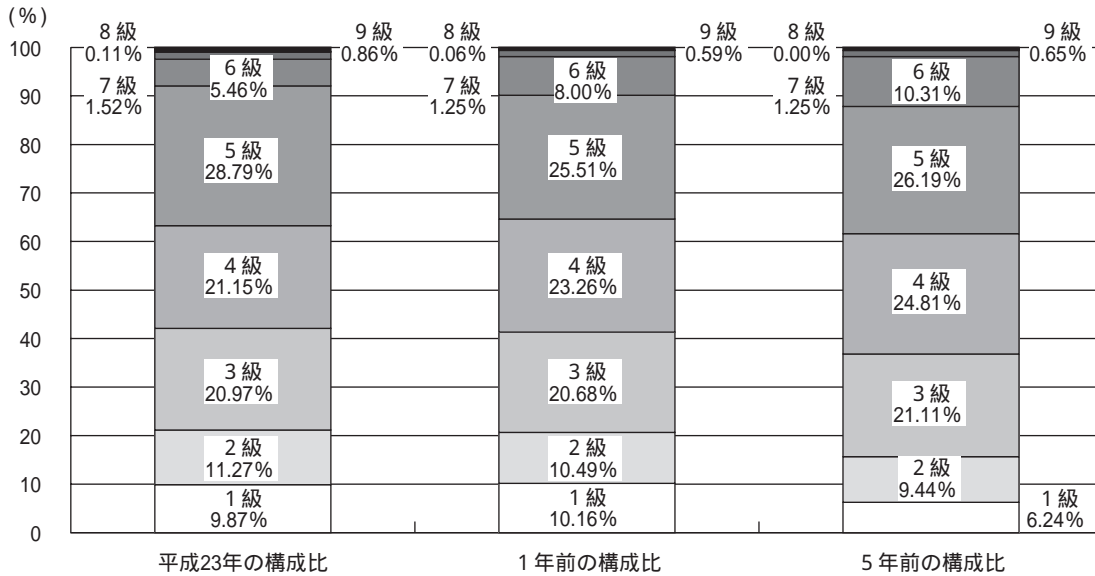
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	262,321 円	305,966 円	363,621 円
	高校卒	212,700 円	273,557 円	308,200 円
技 能 労 務 職	高校卒	189,000 円	245,025 円	270,617 円
	中学卒	- (該当者なし) 円	- (該当者なし) 円	- (該当者なし) 円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	307,337 円	356,431 円	401,401 円
	高校卒	- (該当者なし) 円	- (該当者なし) 円	- (該当者なし) 円
小・中学校教育職	大学卒	302,109 円	353,678 円	392,935 円
	高校卒	- (該当者なし) 円	- (該当者なし) 円	- (該当者なし) 円
警 察 職	大学卒	276,664 円	331,417 円	385,327 円
	高校卒	246,714 円	286,538 円	349,414 円

## (9) 一般行政職の級別職員数等の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	本庁の部局長	30 人	0.86 %
8 級	本庁各部の統括的業務を掌理する部局次長	4 人	0.11 %
7 級	本庁の部局次長、本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長	53 人	1.52 %
6 級	本庁の課長	191 人	5.46 %
5 級	本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長補佐	1,006 人	28.79 %
4 級	本庁の課長補佐、本庁の重要な業務を分掌する係長	739 人	21.15 %
3 級	本庁の係長、主任主事・主任技師	733 人	20.97 %
2 級	主事・技師	394 人	11.27 %
1 級	主事・技師	345 人	9.87 %

- (注) 1 石川県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(10) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条の規定に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

2 昇給への勤務成績の反映状況

上記1の評定結果を参考にし、下記の5段階の昇給区分を実施しています。

平成23年1月

区 分	昇給基準				
	A	B	C	D	E
特 定 職 員	8 以上	6	3	2	0
” (55歳以上)	4 以上	3	2	1	0
一 般 職 員	8 以上	6	4	2	0
” (55歳以上)	4 以上	3	2	1	0

(11) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

石 川 県		国	
1人当たり平均支給額 (平成22年度) 1,596 千円		-	
(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 10～25%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

## 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

## 1 勤務成績の評定の実施状況

平成18年6月から管理職(課長級)を、同年12月からは管理職(特定幹部職員)についても対象とし、勤務実績を反映した成績率の決定を行っています。

## 2 勤勉手当への勤務実績の反映状況

6月、12月の年2回評価を実施し、特定幹部職員については勤務成績の評定結果、課長級職員については勤務成績の評定結果及び内申に基づき、5段階の成績率を決定しています。

平成23年6月の勤勉手当において、一般行政職(知事部局)の特定幹部職員67名中、上位区分(96/100~106/100)に決定された者が24名(35.8%)、標準区分(86/100)に決定された者が43名(64.2%)、課長級職員348名中、上位区分(76/100~86/100)に決定された者が114名(32.8%)、標準区分(66/100)に決定された者が234名(67.2%)でした。

なお、管理職以外の職員については、成績率を67.5/100としています。

ただし、懲戒処分を受けた者は、停職(特定幹部職員 28.5/100、その他職員 32.5/100)、減給(特定幹部職員 46.5/100、その他職員 41.5/100)、戒告(特定幹部職員 65/100、その他 50/100)としています。

## イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

石 川 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
1人当たり平均支給額	14,078千円	26,768千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

## ウ 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算見込)			1,131,483 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算見込)			139,586 円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	24人	18%	18%
大阪市	4人	15%	15%
金沢市	7,813人	3%	3%
内灘町	185人	3%	3%
医師及び歯科医師	130人	15%	15%
上記以外の市町	7,734人	0%	0%
平均支給率		1.66%	1.66%

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

## エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給総額(平成22年度決算見込)	785,701 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算見込)	133,964 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度見込)	41.6 %
手当の種類(手当数)	41



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
県税事務手当	県税の賦課、徴収業務に従事する職員	主として県税の賦課及び徴収等	給料表の級により 月額 5,000円～20,000円
		その他職員（賦課徴収業務に従事する都度）	日額 750円
消防訓練業務手当	消防学校に勤務する職員	消防訓練業務（実技訓練に限る）	日額 550円
社会福祉業務手当	保健福祉センター、こころの健康センター等の社会福祉主事、身体障害者福祉司等	社会福祉業務の現業	月額 9,800円 （随時補助する職員 日額 300円）
	児童相談所等に勤務する児童福祉司及び保育士等	児童の一時保護業務	月額 9,800円 （医療職給料表(三)適用者 月額 4,900円） （随時補助する職員 日額 300円）
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜保健衛生業務	月額 20,000円 （管理職手当受給者は、 12,000円）
	家畜保健衛生所等に勤務する職員	種雄牛・豚の精液採取等のため、種雄牛・豚を御する作業	日額 230円
感染症防疫等作業手当	保健所、家畜保健衛生所、県営病院等に勤務する職員	感染症予防法に規定する感染症患者等の救護、看護等の作業、付着物の処理作業、家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病患畜の病疫作業	日額 230円～300円
		狂犬病予防法等に規定する抑留・捕獲等の作業	日額 800円
衛生検査業務等手当	保健所、病院、保健環境センター等に勤務する臨床検査技師又は衛生検査技師	専ら臨床検査業務又は衛生検査業務	月額 7,000円
	病院に勤務し、臨床検査業務又は衛生検査業務に従事する職員	死体解剖の補助作業	1体 3,500円
	保健所に勤務する保健師	H I V 抗体検査の採血業務	日額 230円
老人病棟等看護業務手当	高松病院に勤務する職員	老人病棟又は重症心身障害者病棟において行う看護、生活指導等	月額 5,000円
機能訓練業務手当	中央病院又はリハビリテーションセンターに勤務する理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師等	機能訓練業務	月額 7,000円 （あん摩マッサージ指圧師 月額 5,000円）
放射線業務手当	病院、保健所等に勤務する診療放射線技師及び診療エックス線技師等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	月額 給料の 8 / 100 （管理職手当受給者は、 5 / 100） （保健所等職員 日額 1,400円）
	工業試験場に勤務する職員	エックス線照射による試験研究業務	日額 230円
診療業務手当	病院、保健所、リハビリテーションセンター等に勤務する医師、歯科医師	診療又は医学的判定事務	月額 50,000円～70,000円
結核患者等接触業務手当	病院、保健所等に勤務する職員	結核患者の診療、看護、病原菌検査等結核患者又は結核菌に接触する業務	看護師 日額 220円 医師等 日額 180円
夜間看護等業務手当	病院に勤務する看護師等	深夜（午後10時後翌日午前5時前）業務	深夜の勤務時間により 1回 2,000円～6,800円



精神保健福祉活動業務手当	保健所等に勤務する職員	精神障害者の鑑定の立会又は護送の業務	日額 300円
	保健所に勤務する保健師等	在宅精神病患者の訪問指導	日額 230円
有毒薬物等取扱作業手当	農業総合研究センター、畜産総合センター、県営病院等に勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用して行う化学的試験研究、病虫害防除、滅菌又は調剤の作業等	日額 230円
職業訓練業務手当	産業技術専門学校又は障害者職業能力開発校に勤務する職員	職業訓練業務及び随時補助	月額 給料の10 / 100 (管理職手当受給者は、 4 / 100) (随時補助する職員は、 日額 230円)
潜水作業手当	水産総合センター等に勤務する職員又は警察職員	潜水作業	潜水深度により 1時間 310円～1,500円
漁労指導等作業手当	漁業調査指導船、漁業取締船又は警察警備艇に乗船する職員	漁労若しくは、その指導、漁業取締、又は海上警備等の作業	日額 300円
用地取得等交渉業務手当	用地取得の業務に従事する職員	土地の取得等に係る現地における交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る現地における交渉(土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。)の業務で知事が定めるもの	日額 1,000円 (深夜 1,500円)
特殊現場作業手当	土木部、農林水産部、消防保安課等に勤務する職員	地上又は水上5m以上の足場の不安定な箇所、40度以上の急傾斜で高低差10m以上の箇所等の特殊現場における調査、測量等の作業、トンネルの坑内でトンネル掘り作業に関する調査、測量、監督又は検査の作業、工事現場において爆発物を取り扱う作業、土砂の崩落、雪崩若しくは落石の危険が現存する箇所又は防護措置をしてもなおそのおそれのある箇所において測量、調査、監督又は検査の作業、交通を遮断することなく行う道路の測量、調査、監督、検査または維持補修作業、火薬類や高圧ガスの製造施設又は火薬庫の保安検査、立入検査等の作業、ダム本体内で行う点検作業、ダム湖の水面上で行う流木等の除去作業又は堆積土砂等の調査作業等、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法において行う除雪作業で、除雪車による除雪作業及び17:00～翌6:00における作業、暴風雪、大雪警報発令下での排雪等の作業、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれのある公共土木施設における巡回監視、応急作業等	日額 200円～1,080円
特殊現場作業手当 (技能労務職員)	水産総合センターに勤務する技能労務職員	内水面増殖作業(水中において淡水魚の選別又は取揚げ、採卵等の作業)(10月1日～3月31日までの期間に限る。)	日額 300円
港湾管理等業務手当	港湾事務所又は土木総合事務所に勤務する職員	船舶に乗り込み行う、港湾の区域内の管理又は監督の業務	日額 230円
航空業務手当	航空機に搭乗する職員	操縦業務、捜索救難、災害発生状況等の調査等	搭乗1時間 1,900円～5,100円
捜査等作業手当	警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	日額 560円

犯罪鑑識業務手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学等の知識を利用する犯罪鑑識作業	犯罪現場に臨場しての作業 日額 560円 その他 日額 280円
交通捜査取締業務手当	警察職員	道路上における交通事件事故の捜査、交通取締り等の作業	日額 250円～1,260円
遭難救助等作業手当	警察職員	災害対策本部、石油コンビナート等現地防災本部が設置され、又は災害救助法が適用された災害のうち暴風、豪雨、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火災による災害が発生した場合における遭難者等の捜索救助等の作業	業務内容により 日額 640円～1,680円
看守業務手当	警察職員	留置施設又は保護室等における収容者の看守業務、被疑者等の護送作業	日額 270円
死体取扱作業手当	警察職員	人の死体の検視又は見分等の作業	1 体 1,600円又は 3,200円
		人の死体の解剖の補助又は立会作業	1 体 3,200円
警ら業務手当	警察職員	警ら又は巡回連絡等の作業	無線警ら車による警ら 日額 420円 その他 日額 340円
夜間特殊業務手当	交替制勤務を行う警察職員	深夜（午後10時後翌日午前5時前）において行う警ら等の業務	勤務時間により 勤務1回 410円～1,100円
爆発物等処理作業手当	警察職員	爆発物、特殊危険物質等に対して行う、識別、認定作業、搬送解体作業等	処理1件あたり 5,200円 特殊危険物質により被害の危険区域内作業 日額 250円
核原料物質輸送警備業務手当	警察職員	核原料物質を輸送する車両等に追従し、又は先導して行う輸送警備業務	日額 640円
緊急呼出捜査等業務手当	警部以下の警察官又は警察官以外の警察職員	突発的に発生した捜査業務、交通取締業務等に従事するため、正規の勤務時間に引き続かない時間に、緊急の呼び出しを受けて勤務することを命ぜられた場合で、従事した時間帯の一部又は全部が午後9時後翌日午前5時前の間であるとき	1 回 1,240円
国外犯罪捜査情報収集業務手当	警察職員	犯罪捜査のため、日本国外の著しく危険な地域において行う情報収集業務	日額 1,100円
身辺警衛等業務手当	警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣、国賓等の身辺警護の業務	日額 640円又は1,150円
銃器犯罪捜査等業務手当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行われる犯人逮捕等の業務	業務内容により 日額 820円～1,640円
多学年学級担当手当	教育職員	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当し、当該学級の授業又は指導に従事	3以上の学年編成の授業、指導 日額 350円 2つの学年編成の授業、指導 日額 290円
特殊授業手当	全日制課程若しくは昼間制の定時制課程の勤務を本務とする教育職員が夜間制の定時制課程の勤務を行う場合又は夜間制の定時制課程の勤務を本務とする教育職員が全日制課程若しくは昼間制の定時制課程の勤務を行う場合		1 時間 1,000円
乗船作業手当	練習船加能丸に乗船する学校職員	漁労作業又は用船作業	1 航海 漁獲金額又は用船料 × 20 / 100

教員特殊業務手当	教育職給料表 (一) 又は (二) の適用を受ける教育職員のうち、その属する職務の級が 3 級、2 級又は 1 級である者	学校の管理下において行う非常災害時における児童・生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務等	日額 6,400円又は6,000円
		修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	日額 3,400円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの	日額 3,400円
		学校の管理下において行う部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は正規の勤務時間が 4 時間以内の日に行うもの	日額 2,400円
教育業務連絡指導手当	教育職員のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が定める業務に従事する職員及びこれらの職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が定める職員		日額 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (平成22年度決算見込)	2,487,327 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成22年度決算見込)	416 千円
支給実績 (平成21年度決算)	2,490,155 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)	419 千円

カ その他の手当 (平成23年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国 の 制度と の 異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度 決算見込)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成22年度 決算見込)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 1人6,500円 (配偶者がいない場合は、そのうち 1 人について 11,000円) ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人5,000円加算	同じ		1,572,776千円	232,213円
住居手当	借家等居住者 ・家賃が月額22,000円以下の場合 家賃 - 10,000円 ・家賃が月額22,000円超の場合 (家賃 - 22,000円) × 1 / 2 + 12,000円 (最高支給限度額 28,000円) 自宅居住者 2,700円	異なる	借家等居住者 ・家賃が月額23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 ・家賃が月額23,000円超の場合 (家賃 - 23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 (最高支給限度額 27,000円)	751,069千円	110,063円

<p>通勤手当</p>	<p>交通機関を利用し運賃等を負担している職員                  ア 1 箇月あたりの支給額                  (最高支給限度額60,000円)                  ・運賃相当額が60,000円以内                  全額支給                  ・運賃相当額が60,000円超                  60,000円                  イ 支給方法                  下記の支給単位期間に応じ                  支給単位期間の最初の月の給                  料支給日に一括して支給                  (支給単位期間)                  ・最長通用期間 (6 箇月限度)                  定期券を使用することが最も                  経済的かつ合理的な場合：                  定期券の最長通用期間に相当                  する期間                  ・回数乗車券等を使用するこ                  とが最も経済的かつ合理的な                  場合：1 箇月間                  交通用具等を使用している                  職員                  距離に応じて支給                  1 箇月 2,200円～44,600円</p>	<p>異なる</p>	<p>交通機関を利用し運賃等を負担している職員                  ア 1 箇月あたりの支給額                  (最高支給限度額55,000円)                  ・運賃相当額が55,000円以内                  全額支給                  ・運賃相当額が55,000円超                  55,000円                   交通用具等を使用している                  職員                  距離に応じて支給                  1 箇月 2,000円～24,500円</p>	<p>1,415,928千円</p>	<p>109,035円</p>
<p>管理職手当</p>	<p>管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づいて支給                  ・支給額                  給料表の別に、職務の級及び区分に応じて、                  25,000円～137,700円                  再任用職員                  16,800円～115,900円</p>	<p>同じ</p>		<p>911,032千円</p>	<p>650,737円</p>
<p>初任給調整手当</p>	<p>医学又は歯学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職員に採用後35年以内の期間、採用から1年経過ごとにその額を減じて支給                  ・支給額                  勤務する地域、採用からの年数に応じて、                  410,900円～16,900円</p>	<p>同じ</p>		<p>53,425千円</p>	<p>2,671,250円</p>
<p>特勤手当</p>	<p>離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給                  ・支給額                  給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額                  1 級地 4 %、2 級地 8 %、                  3 級地 12 %、4 級地 16 %、5 級地 20 %、6 級地 25 %</p>	<p>同じ</p>		<p>9,078千円</p>	<p>378,250円</p>
<p>へき地手当</p>	<p>離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する教員及び職員に支給                  ・支給額                  給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額                  準ずる地域 4 %、1 級地 8 %、                  2 級地 12 %、3 級地 16 %、                  4 級地 20 %、5 級地 25 %</p>			<p>40,474千円</p>	<p>367,945円</p>

休日勤務手当	休日における正規の勤務時間内に勤務を命ぜられた職員に勤務した時間に対して、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 135 / 100	同じ		430,869千円	365,763円
夜間勤務手当	深夜 (午後10時～午前5時) に正規の勤務時間として勤務をした時間について、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 25 / 100	同じ		162,558千円	215,309円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務施設、用務内容及び勤務時間に応じて 1回2,100円～30,000円	同じ		346,391千円	271,041円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において寒冷地域等に在勤する職員に支給 ・職員の世帯等の状況に応じて 月額7,360円～17,800円	同じ		28,088千円	63,261円
定時制通信教育手当	高等学校の定時制・通信制に勤務する教育職員に支給 ・給料月額額の6～7% (管理職手当受給者は、5%)			43,004千円	349,626円
産業教育手当	実習を伴う農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する高等学校の教員及び実習助手に支給 ・給料月額額の6～7% (定時制通信教育手当受給者は、4%)			66,608千円	326,510円
農林漁業普及指導手当	農業、林業及び水産業の普及指導事業に従事する職員(普及指導員)に支給 ・行政職給料表の職務の級に応じて 月額16,000円～20,000円 (管理職手当受給者を除く)			21,971千円	236,247円
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・職務の級及び号給に応じて 月額2,000～8,000円			807,315千円	97,478円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、異動等の前の住居から通勤することが困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額23,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離80～1,500km)に応じて月額2,000円～45,000円加算)	異なる	(職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離100～1,500km)に応じて月額6,000円～45,000円加算)	74,477千円	307,756円

管理職員 特別勤務 手 当	管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給区分及び勤務時間に応じて 勤務 1 回あたり 4,000円～18,000円	同じ		20,948千円	14,963円
災害派遣 手 当	災害応急対策又は災害復旧のため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に対して支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1 日につき 3,970円～6,620円	同じ		0千円	- 円
武力攻撃 災 害 等 派遣手当	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を実施するため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に対して支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1 日につき 3,970円～6,620円	同じ		0千円	- 円

(12) 特別職の報酬等の状況 (平成23年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,235,000円 ( 1,300,000円)
	副 知 事	969,000円 ( 1,020,000円)
議 員 報 酬	議 長	910,000円
	副 議 長	860,000円
	議 員	780,000円
期 末 手 当	知 事	(平成22年度支給割合) 2.95月分
	副 知 事	(平成22年度支給割合) 2.95月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 130万円×在職月数×50/100 31,200,000円 任期毎
	副 知 事	102万円×在職月数×36/100 17,625,600円 任期毎

- (注) 1 知事及び副知事の給料については、5%減額しており、( )内は、減額前の金額です。  
 2 知事及び副知事の期末手当額は、上記支給割合により計算された額の10%を減額して支給しています。  
 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。



3 公営企業職員の状況

水道用水供給事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算 (見込)

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実 質 収 支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成22年度	千円 7,030,704	千円 450,862	千円 530,521	% 7.5	% 6.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A	(参考) 平成21年度の都道府県 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 22年度	人 70	千円 287,581	千円 49,803	千円 100,180	千円 437,564	千円 6,251	千円 7,413

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

水道用水供給事業の業務に従事する企業職員の給与等は、厳しい財政状況を考慮し、下記のとおり減額措置を実施しています。

- ・水道用水供給事業の業務に従事する企業職員の管理職手当支給額を10%減額 (平成17年4月～平成24年3月)

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
石 川 県	48.9 歳	382,400 円	559,207 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

石 川 県	一 般 行 政 職	団 体 平 均
1人当たり平均支給額 (平成22年度) 1,431 千円	1人当たり平均支給額 (平成22年度) 1,485 千円	1人当たり平均支給額 (平成21年度) 1,719 千円
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。



## イ 退職手当 (平成23年 4 月 1 日現在)

石 川 県			一 般 行 政 職			団 体 平 均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額 (平成21年度) 22,589千円
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分	
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分	
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分	
1人当たり平均支給額	21,814千円		1人当たり平均支給額	13,258千円	26,996千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者が少ないため過去5年間の平均額である。

なお、一般行政職については、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

## ウ 地域手当 (平成23年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成22年度決算見込)			4,266 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算見込)			133,324 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
金 沢 市	3 %	18 人	3 %
内 灘 町	3 %	0 人	3 %
上記以外の市町	0 %	39 人	0 %

## エ 特殊勤務手当 (平成23年 4 月 1 日現在)

支給総額 (平成22年度決算見込)		2,145 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算見込)		57,962 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成22年度)		52.9 %	
手当の種類 (手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	水道用水供給事業の業務に従事する企業職員	地上又は水面上5m以上の足場の不安定な箇所におけるダム、橋梁、水門等の作業、ダム又は洪水時の取水ダムにおける除じん作業、高圧活線作業等の特殊な現場における作業	日額 200円～1,080円
用地取得交渉業務手当	水道用水供給事業の業務に従事する企業職員	現地において行う用地取得の交渉業務	日額 1,000円
夜間水道業務手当	水道事務所に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる水道機器の運転、保守、監視等の業務	1回 1,000円

## オ 時間外勤務手当

支給実績 (平成22年度決算見込)		9,229 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算見込)		149 千円
支給実績 (平成21年度決算)		8,587 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)		209 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

## カ その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度 決算見込)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成22年度 決算見込)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 1人6,500円 (配偶者がいない場合は、そのうち1人について 11,000円) ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人5,000円加算	同じ		10,398千円	266,626円
住居手当	借家等居住者 ・家賃が月額22,000円以下の場合 家賃 - 10,000円 ・家賃が月額22,000円超の場合 (家賃 - 22,000円) × 1 / 2 + 12,000円 (最高支給限度額 28,000円) 自宅居住者 2,700円	同じ		3,557千円	84,685円
通勤手当	交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ア 1箇月あたりの支給額 (最高支給限度額60,000円) ・運賃相当額が60,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が60,000円超 60,000円 イ 支給方法 下記の支給単位期間に応じ支給単位期間の最初の月の給料支給日に一括して支給 (支給単位期間) ・最長通用期間 (6箇月限度) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合： 定期券の最長通用期間に相当する期間 ・回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合：1箇月間 交通用具等を使用している職員 距離に応じて支給 1箇月 2,200円～44,600円	同じ		7,780千円	121,567円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づいて支給 ・支給額 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて、 25,000円～137,700円 再任用職員 16,800円～115,900円	同じ		5,118千円	639,715円
初任給調整手当	特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別な事情があると認められる職に新たに採用される職員に対して支給	同じ		0千円	- 円

<p>特勤手当</p> <p>生活の著しく不便な地に所在する事業所に勤務する職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 1 級地 4 %、2 級地 8 %、3 級地 12 %、4 級地 16 %、5 級地 20 %、6 級地 25 %</p>	同じ		0千円	- 円
<p>夜間勤務手当</p> <p>深夜 (午後10時～午前5時) に正規の勤務時間として勤務をした時間について、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 25 / 100</p>	同じ		2,807千円	165,136円
<p>宿日直手当</p> <p>正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う機器等の監視、管理を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務時間に応じて 1 回2,750円～5,500円</p>	異なる	<p>正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保安、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務施設、用務内容及び勤務時間に応じて 1 回2,100円～30,000円</p>	1,965千円	103,442円
<p>寒冷地手当</p> <p>毎年11月から翌年3月までの各月の初日において寒冷地域等に在勤する職員に支給 ・職員の世帯等の状況に応じて 月額7,360円～17,800円</p>	同じ		2,514千円	76,194円
<p>単身赴任手当</p> <p>事業所を異にする異動等により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、異動等の前の住居から通勤することが困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額23,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離 (交通距離80～1,500 km) に応じて月額2,000円～45,000円加算)</p>	同じ		0千円	- 円
<p>管理職員特別勤務手当</p> <p>管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給区分及び勤務時間に応じて 勤務 1 回あたり 4,000円～18,000円</p>	同じ		23千円	11,500円

## 4 勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は原則として次のとおりです。

なお、本庁においては、通勤混雑の緩和等を図るため時差通勤を実施しています。

勤 務 時 間	8 : 30～17 : 15又は9 : 00～17 : 45
休 憩 時 間	12 : 00～13 : 00

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員(病院、各種施設、学校、警察本部等)は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇及び休業制度の取得状況

職員の主な休暇及び休業制度は次のとおりです。

なお、職員の休暇及び休業制度は、石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和32年石川県条例第38号)、石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(昭和32年石川県人事委員会規則第4号)や地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)などの法律、条例及び規則により定められています。

区 分	期 間	平成22年(度)の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
年 次 休 暇	1 暦年につき20日	平均取得日数 7.9日	平均取得日数 9.3日	平均取得日数 5.4日
夏 季 休 暇	1 暦年につき5日以内	平均取得日数 4.5日	平均取得日数 4.7日	平均取得日数 3.9日
ボランティア休暇	1 暦年につき5日以内	取得者 5人	取得者 21人	-
子の看護休暇	原則、1 暦年につき5日以内	取得者 178人	取得者 427人	取得者 59人
育 児 時 間	1日2回 各45分以内	取得者 41人	取得者 46人	-
病 気 休 暇	原則、90日以内	取得者 101人	取得者 367人	取得者 37人
介 護 休 暇	6月以内	取得者 5人	取得者 15人	-
育 児 休 業	子が3歳に達する日までの期間	取得者 63人	取得者 116人	取得者 15人

(注) 病気休暇、介護休暇及び育児休業の取得者数は、平成22年度に休暇又は休業を開始した者の人数です。

5 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法では、勤務成績が良くない場合、心身の故障により職務遂行に支障がある等の場合、職に必要な適格性を欠く場合又は職制等の改廃等により過員等を生じた場合のいずれかに、職員が該当するときは、分限処分として、その意に反して、職員を降任し又は免職することができることになっています。

また、心身の故障のため、長期休養をする場合又は刑事事件に関し起訴された場合のいずれかに、職員が該当するときも、分限処分として、その意に反して、職員を休職することができます。

平成22年度における分限処分の状況は次のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
知 事 部 局 等	-	-	34 人	-	34 人
教 育 委 員 会	-	-	84 人	-	84 人
警 察 本 部	-	-	6 人	-	6 人
計	-	-	124 人	-	124 人

## (2) 懲戒処分状況

地方公務員法では、職員が、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合若しくは全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合には、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができることになっています。

平成22年度における、懲戒処分の状況は次のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知 事 部 局 等	2 人	2 人	-	-	4 人
教 育 委 員 会	2 人	1 人	-	3 人	6 人
警 察 本 部	2 人	1 人	-	-	3 人
計	6 人	4 人	-	3 人	13 人

## 6 サービスの状況

## (1) 職務に専念する義務の免除

職員には、その勤務時間中において、職務に専念する義務（地方公務員法第35条）がありますが、法律又は条例に特別な定めがある場合は、その免除が認められています。

平成22年度における職務専念義務免除の状況は次のとおりです。

職 務 専 念 義 務 免 除 理 由	平成22年度の免除件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合 (教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条第2項に規定する場合等)	175件	274件	26件
厚生に関する計画の実施に参加する場合(健康管理事業等への参加)	1,827件	1,568件	1,402件
職員団体の代表者として、当局と交渉を行う場合	61件	12件	-
勤務条件に関する措置を要求し、又はその審理に出頭する場合	-	-	-
国又は地方公共団体の公務員としての職若しくは、その他の団体の役員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	-	1件	-
県が設立に参画し、その運営に当たって必要な援助を与えることとされている公社、団体等の職員を兼ね、その職に属する事務を行う場合	107件	6件	-
人事委員会が特に適当と認める場合(国民体育大会への参加等)	39件	56件	883件
計	2,209件	1,917件	2,311件

## (2) 営利企業等の従事に関する許可

職員は、地方公務員法第38条第1項及び第2項に基づき、その職員の占めている職位と当該業務との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、その業務に従事しても職務の遂行に支障がないと認める場合その他地方公務員法の精神に反しないと認められる場合に限り、任命権者の許可を得て、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て他の事業若しくは事務に従事することができます。

なお、平成22年度の許可件数は次のとおりです。

知 事 部 局 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部
32 件	4 件	-

## 7 研修及び勤務成績の評定の状況

## (1) 研修の状況

職員の資質及び能力の向上を図り、行政需要に的確に対応できる職員を養成し、もって効率的で県民に信頼される行政の推進に資することを目的に、次のとおり研修を実施しています。

平成22年度職員研修実施状況

知事部局等

区 分		内 訳 (主なもの)	受講者の延べ人数
基本研修	新採職員研修	初任者研修、事務補助職員研修	564人
	新任職員研修	新任係長研修、新任課長補佐研修、新任課長研修、再任用職員研修	409人
指定研修	指導者養成研修	新採職員指導者研修、職場指導者研修、人事管理担当者研修	204人
	政策形成研修	企画型政策形成研修、課題設定型政策形成研修、戦略思考型政策形成研修	210人
選択研修	コミュニケーション能力研修	ストレスコントロール研修、実践交渉力向上研修、クレーム対応力向上研修、コミュニケーションセンスアップ研修	105人
	行政実務研修	財務事務研修、法制執務研修、公益法人会計研修、文章表現力向上研修	452人
	経営管理能力研修	危機管理研修、会議力(ファシリテーション)育成研修、民間企業の経営管理に学ぶ	83人
	自己啓発研修	育児休業職場復帰支援研修、管理者特別研修、データの見方、活かし方研修	533人
	情報化研修	Word研修、Excel研修、セキュリティ研修、ホームページ責任者研修	469人
派遣研修	自治大学校派遣研修、専門技術派遣研修、海外派遣研修、民間企業等派遣研修、中央省庁派遣研修、語学派遣研修	36人	
計			3,065人

教育委員会

区 分		内 訳 (主なもの)	受講者の延べ人数
基本研修	初任者研修	人権教育、学習指導基礎、学級経営基礎、生徒指導基礎等	2,858人
	幼稚園等新規採用教員研修	幼稚園等新規採用教員研修	93人
	初任者研修フォローアップ研修	小学校理科、中・高授業研究、中・高学級経営	213人
	若手教職員研修	人権教育、学習指導、児童生徒理解、組織マネジメント	395人
	10年経験者研修	教科指導等、生徒指導等、学級経営、キャリア教育、組織マネジメント	1,011人
	幼稚園等10年経験者研修(3年毎の開講)	幼稚園等10年経験者研修	76人
	中堅教職員研修	人権教育、学習指導、生徒指導、組織マネジメント	365人
指定研修	管理職研修	校長研修、教頭等研修	513人
	主任等研修	ミドルリーダー研修、教務主任等研修、新任主任等研修	796人
	担当者研修	複式教育担当者研修、特別支援教育担当者研修、健康・安全教育担当者研修、道徳教育推進教師研修、総合的な学習の時間指導者研修、外国語教育指導者研修、体育実技指導者研修、地域別小学校理科実験巡回研修	2,845人



希 望 研 修	今日的課題研修	授業づくり、習熟度別少人数指導、道徳教育、学級経営、自然体験、特別支援教育、情報モラル教育等(34講座)	1,154人
	ステップアップ 研 修	学習指導、児童生徒理解、人間関係づくり	78人
	理科実習助手研修	理科実習助手の職能研修	3人
	講師等研修	服務について、教科指導について、生徒指導について	1,014人
特 別 研 修	派遣研修	産業教育等研修、中央派遣研修等	215人
	長期継続研修	カウンセラー教員養成研修、金沢大学連携ゼミナール研修、授業力錬成ゼミナール研修、小学校理科実験中核教員研修	129人
	指導改善研修		4人
	採用前研修	研究発表会・公開授業への参加、教職員の服務の理解、示範授業、児童生徒理解等	345人
自主 研修	教 職 員 土 曜 公 開 講 座	非常勤講師研修会、ドンドン和太鼓、学習指導サポート、生徒指導・教育相談サポート、教材開発サポート	12人
校内研修サポート		学習指導サポート、教育相談サポート、特別支援教育サポート、情報教育サポート	9,024人
計			21,143人

## 警察本部

区 分		内 訳	受講者の 延べ人数
警 察 大 学 校		警察運営科、警部任用科、研究科、課長補佐任用科、教官養成科、専科、指定職種任用科、国際捜査研修所、法科学研修所等	81人
管 区 警 察 学 校	中部管区	警部任用科、警部補任用科、巡查部長任用科、係長任用科、主任任用科、専科	135人
	その他	専科	37人
石 川 県 警 察 学 校		初任科、初任補修科、一般職員初任科、専科等	496人
マ ネ ジ メ ン ト 研 修		企業派遣研修	2人
計			751人

## (2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、能力の実証に基づいた人事管理体制を確立し、公務の能率的な運営を図るため、職員の勤務成績の評定を行っています。

また、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価することを通じて配置換えや昇任等を行い、適材適所の人事配置を図っています。

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、平成22年度の状況は次のとおりです。

区 分	主 な 項 目	対 象 者 等	実 施 状 況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健 康 管 理 事 業	定期健康診断	全職員	3,541人	2,502人	1,028人
	特殊業務従事者健康診断	特殊業務従事者	1,838	-	723
	各種生活習慣病健康診断	希望職員	4,790	2,287	-
	指定年齢人間ドック	指定年齢職員	-	-	1,236
	各種健康管理研修	希望職員	286	312	456



その他	生涯生活設計セミナー	指定年齢職員	90人	66人	142人
-----	------------	--------	-----	-----	------

## (2) 共済組合制度の状況

社会保険制度の一環として相互救済による共済組合制度を実施しており、平成22年度の主な事業の状況は次のとおりです。

この財源は、職員（組合員）の掛金と事業主である地方公共団体の負担金で賄われています。

## ア 保健事業

主 な 項 目	対 象 者	実 施 状 況		
		地方職員共済組合	公立学校共済組合	警察共済組合
人 間 ド ッ ク	希 望 職 員 等	2,089 人	3,029 人	1,503 人
女 性 が ん 検 診	希 望 職 員	156 人	2,738 人	19 人
保 養 所 等 利 用 助 成	職 員、 家 族	2,865 件	2,785 件	-

## イ 給付事業

区 分	主 な 内 容	給 付 の 状 況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
保 健 給 付	療 養 の 給 付	件	千円	件	千円	件	千円
	高 額 療 養 費 出 産 費	91,698	1,121,419	184,895	2,165,884	50,851	604,409
休 給 業 付	傷 病 手 当 金 育 児 休 業 手 当 金	708	113,659	1,825	343,899	153	23,979
災 給 害 付	災 害 見 舞 金	-	-	-	-	-	-
附 加 給 付 等	入 院 附 加 金 結 婚 手 当 金 一 部 負 担 金 払 戻 家 族 療 養 費	1,263	44,854	2,996	108,103	715	30,170
	計	93,669	1,279,932	189,716	2,617,886	51,719	658,558

## (3) 公務災害の認定状況

職員が公務遂行中及び通勤中に負傷したり、公務が原因となって発症した疾病など公務上の災害として認定した平成22年度の件数は次のとおりです。

区 分	知 事 部 局 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部
公 務 災 害 認 定	18 件	49 件	31 件
通 勤 災 害 認 定	8 件	4 件	1 件

## 人事委員会の業務の状況

人事委員会から報告された平成22年度の業務の状況について公表します。

## 1 職員の競争試験及び選考の状況

## (1) 職員採用候補者試験の状況

## ア 職員採用候補者試験の実施日程(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

試験名	試験公告	受付期間	試験の実施期日及び場所		1次合格発表	最終合格発表
			第1次試験	第2次試験		
大学卒程度	5月18日	5月18日 、 6月1日	6月27日 (県立金沢二水高校) (中央大学理工学部)	8月3日 8月4日 8月5日 8月6日 (県庁舎)	7月22日	8月25日
職務経験者	7月6日	8月2日 、 8月31日	9月26日 (県立金沢桜丘高校) (東京海洋大学品川キャンパス)	11月19日 (県庁舎)	10月29日	12月7日
高校・短大 卒程度 司書 小中学校 栄養職員	7月6日	8月2日 、 8月31日	9月26日 (県立金沢桜丘高校) (県立七尾高校)	10月27日 10月28日 10月29日 (県庁舎)	10月15日	11月24日
身体障害者 対象	7月6日	8月2日 、 8月31日	9月19日 (県立金沢西高校)	10月27日 10月28日 10月29日 (県庁舎)	10月15日	11月24日
警察官A	5月18日	5月25日 、 6月15日	7月11日 (県立工業高校) 7月17日 (県警察学校)	8月23日 8月24日 8月25日 (県庁舎)	8月5日	9月10日
警察官B	7月6日	8月2日 、 8月31日	9月19日 (県立金沢西高校) (県立七尾東雲高校) 9月25日 (県警察学校)	10月27日 10月28日 10月29日 (県庁舎)	10月15日	11月24日

## イ 職員採用候補者試験の実施結果

試験名	試験区分	採用 予定 人員 (公告時)	第1次試験						第2次試験		最終 合格者 数	最終 倍率
			申 込 者 数	申 込 倍 率	受 験 者 数	受 験 率	合 格 者 数	一 次 倍 率	受 験 者 数	受 験 率		
			式 単 位	a	b	b/a	c	c/b	d	c/d		
大学卒程度	行政	52	590	11.3	420	71.2	77	5.5	74	96.1	58	7.2
	心理	1	19	19.0	17	89.5	3	5.7	3	100.0	1	17.0
	農学	7	40	5.7	32	80.0	12	2.7	12	100.0	7	4.6
	水産	1	7	7.0	5	71.4	3	1.7	3	100.0	1	5.0
	林学	3	12	4.0	7	58.3	3	2.3	3	100.0	3	2.3
	総合土木	13	73	5.6	60	82.2	20	3.0	18	90.0	13	4.6
	建築	2	16	8.0	13	81.3	4	3.3	4	100.0	2	6.5
	総合化学	4	52	13.0	35	67.3	8	4.4	8	100.0	4	8.8

	獣 医 師	1	2	2.0	2	100.0	1	2.0	1	100.0	1	2.0
	保 健 師	2	11	5.5	9	81.8	4	2.3	4	100.0	2	4.5
	管 理 栄 養 士	1	20	20.0	16	80.0	4	4.0	4	100.0	2	8.0
	少 年 警 察 補 導 員	1	12	12.0	9	75.0	4	2.3	4	100.0	1	9.0
	計	88	854	9.7	625	73.2	143	4.4	138	96.5	95	6.6
職務経験者	行 政	5	204	40.8	180	88.2	10	18.0	10	100.0	5	36.0
高校・短大 卒 程 度	行 政	7	72	10.3	63	87.5	14	4.5	14	100.0	10	6.3
	総 合 土 木	2	6	3.0	4	66.7	3	1.3	3	100.0	2	2.0
	小 中 学 校 事 務 職 員	15	103	6.9	83	80.6	27	3.1	24	88.9	17	4.9
	計	24	181	7.5	150	82.9	44	3.4	41	93.2	29	5.2
	司 書	2	79	39.5	66	83.5	4	16.5	4	100.0	2	33.0
	小 中 学 校 栄 養 職 員	5	58	11.6	50	86.2	9	5.6	9	100.0	5	10.0
身体障害者	行 政	1	7	7.0	5	71.4	3	1.7	2	66.7	1	5.0
警 察 官 A	警 察 官 A	64	616	9.6	456	74.0	131	3.5	107	81.7	63	7.2
	警 察 官 A (武 道 指 導)	2	5	2.5	4	80.0	3	1.3	3	100.0	1	4.0
	女 性 警 察 官 A	8	142	17.8	96	67.6	16	6.0	13	81.3	9	10.7
	計	74	763	10.3	556	72.9	150	3.7	123	82.0	73	7.6
警 察 官 B	警 察 官 B	19	234	12.3	175	74.8	49	3.6	47	95.9	18	9.7
	警 察 官 B (武 道 指 導)	2	1	0.5	1	100.0	1	1.0	1	100.0	1	1.0
	女 性 警 察 官 B	4	68	17.0	50	73.5	10	5.0	9	90.0	4	12.5
	計	25	303	12.1	226	74.6	60	3.8	57	95.0	23	9.8
合 計		224	2,449	10.9	1,858	75.9	423	4.4	384	90.8	233	8.0

(注) については第 1 志望が石川県の者についての数値です。

(2) 職員の選考採用の状況

平成22年度における職員の選考採用の状況は次のようになります。

ア 職員の任用に関する規則 (昭和27年人事委員会規則第 4 号) 第 5 条第 1 号から第 7 号まで関係

職		選 考 人 員			
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部	計
組織上の地位	部 長 級	2 人	-	-	2 人
	次 長 級	3 人	-	-	3 人
	課 長 級	8 人	1 人	-	9 人
	課 長 補 佐 級	-	9 人	1 人	10 人
	係 長 級	2 人	4 人	1 人	7 人
	主 事	2 人	4 人	-	6 人
警察官の階級	警 視	-	-	4 人	4 人
	警 部	-	-	6 人	6 人
	警 部 補	-	-	6 人	6 人
	巡 査 部 長	-	-	-	-
	巡 査	-	-	-	-
計		17 人	18 人	18 人	53 人

イ 職員の任用に関する規則第 5 条第 8 号及び第 9 号関係

職	選 考 人 員			
	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
医 師	23 人	-	-	23 人
看 護 師	67 人	-	-	67 人
診 療 放 射 線 技 師	3 人	-	-	3 人
臨 床 工 学 技 士	1 人	-	-	1 人
庭 師	1 人	-	-	1 人
計	95 人	-	-	95 人

(注) 医師については、委任を受けた任命権者が実施しています。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

石川県人事委員会では、平成22年10月15日、石川県議会議長及び石川県知事に対し、次のとおり給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告を行いました。

(報告及び勧告全文については、石川県人事委員会ホームページに掲載してあります。)

(1) 平成22年 4 月の公民の給与較差 ( 0.29%) に基づく給与改定分

- ア 月 例 給 (ア) 給料表 中高年齢層 (概ね40歳台以上) の引下げ (医療職給料表(一)等は据置き)  
(イ) 55歳を超える職員で管理職手当を受給する職員等の給料月額及び管理職手当の支給額を一定率 ( 1.5%) 減額  
(ウ) 平成18年の給料表水準の引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額を引下げ
- イ 期末・勤勉手当 年間支給割合の引下げ (4.15月 3.95月) ( 0.2月)
- ウ 実施時期等 改正給与条例の公布日の属する月の翌月の初日から実施  
本年 4 月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を12月期の期末手当の額で調整

(2) 今後の検討課題 (報告)

- ア 給与構造改革の着実な推進等
- イ 仕事と生活の両立支援の促進
- ウ 職員の健康保持
- エ 超過勤務の縮減等
- オ 高齢期の雇用問題等
- カ 教員給与の見直し
- キ 公務員の労働基本権

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成22年度における係属件数はありません。

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成22年度における係属件数は次のとおりです。

区 分	平成21年度末 係属件数	平成22年度中 申立件数	平成 22 年 度 中 処 理 件 数				平成22年度末 係属件数
			却 下	取下げ	処分承認	処分取消	
任 用	-	1 件	1 件	-	-	-	-